

大阪市水道局告示第59号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月15日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
北おおさか 信用金庫	十三東支店	変 更 前	大阪市淀川区十三東3丁目27番 17号	令和7年10 月14日
		変 更 後	大阪市淀川区十三本町1丁目6 番4号	

（水道局総務部経理課）